

平成25年第 3 回定例会

(第 3 日)

平成25年 9 月 12 日

平成25年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成25年9月12日（木）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	佐 藤 一 行	農業委員会事務局長補佐	佐 藤 千代彦
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選挙管理委員会事務局長	白 戸 照 夫
企画財政部長	木 村 雅 彦	平川診療所事務長	内 山 勝 徳
市民生活部長	佐 藤 俊 英	碓ヶ関診療所事務長	狩 野 真
経 済 部 長	奈 良 進	監査委員事務局長	相 馬 正 治
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教育委員会委員長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	花 岡 敏 則	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 御手元に配布しました、議員派遣第3号、4号の議員派遣について、この2件は最終日20日に審議する予定でありますので、御熟読願います。
 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
 第6席、10番、齋藤政子議員の一般質問を許します。
 齋藤政子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
 齋藤政子議員の登壇を許可します。
 10番、齋藤政子議員、登壇。
 (齋藤政子議員登壇)

○10番
(齋藤政子議員)

おはようございます。

第6席、10番の齋藤政子です。

今日は2日目の一般質問ですが、今日は3人行いますが、偶然にも3人とも齋藤です。どうかよろしく願いいたします。

今回は、1、空き家の実態と管理について。2、河川の管理についての2点を通告しております。わかりやすく、そして御理解ある御答弁をぜひお願いいたします。

1、空き家の実態と管理について。倒壊した空き家の処理についてお尋ねいたします。近ごろ近隣の市町村を見てみますと、空き家、屋根などの一部が壊れたままの家、倒壊したままの家、また、看板が出されている所などたくさん見受けられます。自分の住んでいる周辺を見てもここ数年、特に目立ってきたように思われます。平川市の空き家の件数や、倒壊、また、危険箇所など把握していましたら、その実態をお知らせください。

また、私の住んでいる尾崎町会には、空き家になった建物を取り壊し、そのまま数年放置されている家があります。この近所に住んでいる人たちは、大変迷惑をしております。廃材の上に草が生い茂り、蛇やネズミのすみかになっているとも言われております。

このような放置された廃材や、倒壊した家屋の相談、苦情は現在どれくらいあるのでしょうか。また、そのような相談や苦情に対して、市ではどのように対処しているのかお知らせください。全国的に空き家問題が表面化しておりますが、それに対する市の考え方をお知らせください。

2、河川の管理についてお尋ねいたします。ここ2、3年、市民の声として聞こえてくるのが、川の中の土砂の片づけ、柳などの伐採などに対する要望です。今回この問題を取り上げたのは、8月に入ってから農家から相談を受けました。今年は特に急に激しい雨が降ったりなど、不安定な天候が続きました。川の中は大量の土砂、柳などが生えています。大雨でなくても簡単に畑に水が上がる、水につかった野菜は販売できないとのことでした。その周辺の人にも聞いてみましたが、同じ意見で、川の中を片づけてほしいという切実な願いでした。

この声は他の地域からもあり、私の住んでいる尾崎の人からも強く要望されました。川の中の大量の土砂等が水害に関連していないのか、そのような話や相談はいままでなかったのでしょうか。土砂の片づけなどに市で助成しているのか。助成しているなら、その内容をお知らせください。また、町内独自で行っているのか、県で行っているのか。件数と内容について、具体的にわかりやすくお知らせください。

以上、2点についてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

暑い方は、上着を脱いで結構でございます。

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○市長
(大川喜代治)

市長、登壇。

(市長登壇)

皆さん、おはようございます。

第6席、齋藤政子議員の一般質問にお答えをいたします。

1の空き家の実態と管理についてでございますが、まず、空き家の苦情に関する市の対応についてということですが、市民から寄せられた相談、苦情の内容により担当課が現地確認や聞き取り調査、所有者の特定を行い、指導文書などを送付し状況の改善に努めておりますが、個人財産の問題であり、強制力はなく、あくまでも所有者の自主性にゆだねることになります。

しかしながら、金銭的問題、家族間の問題などさまざまな問題を抱え、所有者の理解がなかなか得られないケースもあります。一方で権利関係が複雑であること、相続放棄などで所有者、管理者が特定できず、適正な管理のお願いすらできないケースもあるなど、その対応に苦慮しているのが現状でございます。

次に、当市の空き家の実態についてということですが、今年2月から3月にかけて町会立ち会いのもと実態調査を行った結果、全体で423棟の空き家を確認し、そのうち適切に管理されていないと思われる建物は約100棟、そのうち倒壊と判断した建物は7棟、危険で状況の改善が必要と判断した建物は12棟となっております。

空き家対策に関して他の自治体では、空き家対策に関する条例制定の動きもありますが、公費による個人財産の保全や処分にかかわる問題であり、また、所有者が特定できない場合、行政代執行による費用回収の問題、空き家を放置すれば行政が対応してくれるといった一種のモラルハザードの誘発、そして訴訟のリスクなどさまざまな課題があります。

しかしながら、周囲に及ぼす生活環境への影響、2年連続の豪雪などを踏まえ、何らかの対策が必要であると考えております。秋の臨時国会に空き家対策に関する新法案が提出されるとの報道がありましたが、当市におきましては、条例制定も視野に入れ、国の動向を注視するとともに、他自治体の取組みの情報収集や関係部署による協議を行うなど、どのような対策、仕組みがよいのか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2番目の河川の管理についてであります。平川市内を流れる河川のほとんどは、岩木川水系の青森県が管理する1級河川であり、市管理河川としては、県管理の上流部及び五郷川などを普通河川とし、市で維持管理しております。

河川に関する要望苦情などは、市の土木課が窓口となっており、要望を受けた時は現地を確認の上、河川内の土砂浚渫及び支障木伐採、災害などにおける河川区域崩壊など、県管理区間については県へ要望、市管理区間については土木課で対応しているところであります。

また、年間の実績ということですが、過去2年間の実績を言いますと、市土木課では、平成23年度に摺毛川及び唐竹川の土砂撤去などの4件で206万7,450円、平成24年度では、摺毛川及び五郷川の土砂浚渫などで2件16万6,950円となっております。

なお、県の管轄であります中南地域県民局へ確認したところ、平成23年度は、沖館地区の枇杷田川及び日沼地区の平川の雑木伐採及び土砂浚渫など、計5件で2,397万8,850円でありました。平成24年度は、尾崎の浅井川及び古懸の平川の雑木伐採及び土砂浚渫などで、計3件で896万500円の実績となっております。以上であります。

(市長降壇)

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

先に空き家のほうですが、全体で423棟というのも非常にびっくりしました。管理されていないのが100棟ということで、これ前に課のほうに行って聞いてみたら、自分の住んでいる所も13軒だが14軒あって本当にびっくりしました。

今日の新聞を見てみますと、黒石の一般質問なんかでもこれを取り上げて、いろいろ載っておりますが、これあまり踏み込めば、次の人に迷惑するのかなというのがありますけれども。

所有者が特定できない場合もあるというのは、いろんなことがあると思いますが、できない場合はこれからどうなっていくものなのか。このところを……わかるような感じがしますが、特定できないというのは、いろいろ散らばったりして。だけでも、そのままではだめだと思うし、これがどのようになっていくのか、現在それが何軒ぐらいあるのかと、私は尾崎のことも聞いたんですけれども、あれは何年ぐらいたって、何回ぐらい交渉したのか、その内容を少しお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

最初に所有者が特定できない場合ということで、我々その通報を受けた場合ですね、まず最初に所有者の特定を図るわけですが、現在だれも住んでいない、それから親戚の方もいないということであれば、戸籍等を見ながら調べるわけですが、それでもわからない場合は、現在のところはどうしようもならないということですね、当然その個人の財産はいくら行政であっても、勝手に処分できないということでもありますので、それが基本でありますので。いまのところは、どうにもならないという状況であります。

その件数については、戸籍等を見れば特定できるわけですが、何軒かありまして、そう多くはありません。

それから尾崎の、私も現場を見に行ってきました。実を言うとその状況については、我々も今回初めて知りまして、大変申し訳ないんですが現場を確認して初めて知りました。その苦情については、ちょっと我々もわからないということで、御理解をお願いいたします。

- 議長
- 10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

個人財産ですのでもできないと。そうなれば条例が必要だということになってしまっているので、このことはやめます。

河川のほうで聞きますが、ほとんどが1級河川だということと、件数とかも言ってもらってありがとうございました。

じゃあ要望とかの窓口、実際どれくらい要望いって、2件とか4件とかになったのか、どういうふうに決定しているのかとですね。

もう一つですね、実際これ一般質問の通告してしまってから、いわゆる大雨といいますか、8月31日から9月1日のあたりで土砂崩れが30数箇所、40箇所近く平川市に被害がでたわけですが、そのときに防災訓練とかもみんな市ではやっているし、きちんとやっているつもりでも、実際起きてみますといろいろな戸惑いとかもあり、特に土日とか夜間とかに大方来るものですから、夜中とかいうか、明け方早くかけた人とか……通報ですね、市側への通報。土日だから月曜日にかけて人。下の所にいる人にかけて人とか、いろいろあったようですが、その対応がまちまちと言いますか、いろいろあったようです。というのは、かけた人は「こういう土砂崩れがあってなんとかしてもらえねべが。」ってかけてるんだけど、「それは何課です。」とか「何番にかけ直してください。」とかって、いろいろあったみたいでこういうのを窓口をきちんと一本化して、もっともっと大きい被害でしたら対策本部とかあったんでしょうけれども、こういうふうに個々に起きた場合、夜間とか、土日、祭日の対応をもう少しきちんと考えていかなければならないんだなあと思いました。

それについての対応と考え方をお知らせください。

- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

通常ですね、災害が起きる前、警報が出れば職員は待機しているということが基本でありまして、それから災害が起きた後で、通常は起きた後は職員は待機しておりまして、それぞれにおいて他課にまたがる場合は、総務課が窓口になって対応しております。ただ今回の場合は、平日災害が起こって、その通報がですね日直にきたということだと思っておりますが、日直もですね、まず電話を取りまして、その担当のほうに電話をしまして、その担当がいる場合はその通報者の話を聞くことができるんですけども。日直の方が担当者にかけて、担当者の方が現場とかでない場合、日直の方がそれで電話を切ってしまうと、大変その通報者の方に御迷惑をかけてしまうということで、今回の場合はそういう事例であったと思います。

普通であれば、我々も日直者に担当者がいない場合には、ちゃんと通報者の意見を聞いて、後で担当者に連絡して、担当者のほうから通報者に連絡させるということで、通常対応を進めているんですが、今回の場合はそういう対応にならなかったということで、大変申し訳ないことをしました。

これから日直者に対しては、十分に周知させて対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

私、特別その日の日直をどうのこうのって個人攻撃しているわけではありませんので、ちゃんと窓口を総務課なら総務課、被害がでそうだったら何時に出ているとか、それは農林課ですよ、それは土木課ですよではなくて、きちんと電話番号を聞いてこちらから折り返し電話するとか、あっちにかけてくださいとかって。

やっぱりいかなる勉強しても、いかなることをやっても、実際となればいろんなことが起きてきて当たり前だと思います。特別この日直の取り扱いが悪いと取り上げておりませんので、市のほうでもう少し、私たちもそうですけれども、もう少し現実として起きた場合、きちんとやるようにしなければならぬなあと思いますので言いましたので。特別日直を非難しておりませんので。

それとですね、もう一つ言いましたけれども、河川の中の土砂や柳などを片づけてほしいというのは、どこの窓口によればいいのかをお願いします。

○議長

建設部長。

○建設部長

(鳴海和正)

苦情の窓口の御質問でありますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、あくまでも市の土木課が市の窓口になってございます。その一たん苦情を受けましてですね、その管理区間が県の管理であります場合には県のほうにと。それから市の管理でありますと、市で直接これを施工、施工と言いますか対応をしております。

それと先ほど、苦情が何件あって、どのように決定しているのかという御質問がございましたけれども、実際苦情が何件あって、結果この……過去の件数になっているということは、今現在、把握してございませんので御了承願いたいと思いますが、どういうふうに決定しているかといいますのは、とりあえずはすぐ現場のほうに行きまして現状を見ます。現状を見て、直営でやれる範囲については、速やかに直営で施工して応急対策をしております。直営でできない場合については、業者に依頼して、土砂等の撤去をですね、とりあえず通行可能なような処置をしております。

ただ、県のほうの管理になりますと、そういうふうな速やかな処理というのはなかなか難しいものでありまして、とりあえず応急だけの処理ということになって、後ほど改めて本復旧と言いますか、そちらのほうになりますので、多少時間がかかっております。以上です。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

河川のことですけれども、現実には町会のほうの話を聞いてみますと、なんだが重機で片づけたとか、村の人みんな出て片づけたとかって、話はいろいろ聞いているんですけれども、県のほうでというのは実際その

町会とかはなんも関係なく来てみんな片づけてくれるのか、去年がな、町会の人みんな出て片づけたというのは、いろんな場合が想定されるんでしょうけれども、普通はどういうふうな感じなのかな。重機だの貸しているのがな。実際その堰かなにがで、重機自分だじで出して片づけたのがな。どういう場合が想定されるのかちょっとお尋ねいたします。

○議長
○建設部長
(鳴海和正)

建設部長。

実際、村の方が直接処理をされているというふうなことについては、私もどのように、例えば重機とかを出されているのかは把握してございませんけれども、あくまでも河川の管理者がまずは処理するのが建前になってございますので、県でありますとか、市が直接の管理責任を負うわけですので、それがまず第一義的にはやられるべきであります。

ただ、市でやるのを待っていただけないと。とりあえず応急については、早くやりたいんだということであって、村の方がやったのかも知れませんが、それについてはこちらのほうでまだ把握できておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長
○10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

空き家のほうも大変なことですし、やっぱり最後には条例のほうまで進んで、そうしてやっていかなければならないのかなあとも思っていますが、それは次の方をお願いして、河川のほうもいろいろあるようですので、要望がものすごくありますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

10番、齋藤政子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、第7席、12番、齋藤 剛議員の一般質問を許します。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤 剛議員の登壇を許可します。

12番、齋藤 剛議員、登壇。

(齋藤 剛議員登壇)

○12番
(齋藤 剛議員)

7席、12番、平新会、齋藤 剛であります。

私の質問は、空き家対策条例設置について、市長の政治姿勢についての2点でございます。非常に簡単な質問かと思われかもしれませんが、よろしく御指導お願いいたします。

ただいま、10番議員の齋藤議員が、あとの人、あとの人って、多分、わのことだべなあって感じていましたけれども、空き家条例について。私は条例をつくるべきだと思っています。全国では空き家は、2008年度の調査で住宅全体の約13%が、そして757万戸が放置されている空き家とみなされております。そして、空き家を更地にすると解体費用がかかる上に、放置された空き家の増加は放火など犯罪の温床となり、老朽化していれば特に私どものこの地域には、雪害により倒壊の恐れがあり、隣近所ではハラハラドキドキしている冬の状態でございます。

いまから5年ほど前で結構ですが、当市ではどれくらい空き家として

増加しているのか。先ほど齋藤議員がお尋ねしましたところ、大体答えましたので、その辺はいいと思いますけれども、お知らせいりません。

私どもの世代では、長男、長女が後を継ぐという世代でございました。いまの子どもたちと言えばなんですけれども、いまの青少年は自ら仕事を探し、自ら意欲的に進めて、親の仕事はつかなくてもいい、関係ないというようなものの考え方の方々が多々ございます。親たちは、我々の代でこの仕事も終わりだなと嘆いていると同時に、その子どもたちは例えば自分のすみかをつくり、そして自分たちで家庭を持って、たまに盆と正月ぐらいに家へ帰ってくるというような現状かと思われまますので、これからもますます空き家は多くなっていくものと思います。例えば雪の倒壊があるのに、雪は下ろしてくれない。町村の方々は見ていられなくて、たまに皆さんとともに、「おい、あすこの雪おろすべ。」と下ろしてますけれども、しょっちゅう下ろすわけにもいかない。子どもたちは、それを横目で見ながら、家族とともに、家族と言えば親は抜きにして自分の家族です。その道路通ってスキー場に行ったり、冬のレクリエーションを楽しんでいるのにと感じるときもございます。

本当に、それでこのまま空き家が増えていいのかと思いきや、私はいまから7、8年ほど前に、弘前から来るときの入口の大坊の旧養豚場、そして平川市に秋田から入る入口の碓ヶ関の温泉地帯の11軒ある、あれもたしか空き家だと。1軒はいま住んでいます。そして、そのときお尋ねしたところ、そのときの部長は、私有財産でございまして木1本とも切るわけにもいきませんし、なんともなりません。じゃあ平川市に迷惑かけていませんか。その氏名をお伝えくださいいたら、個人情報でございましてそれも控えさせていただきますというような答弁がありました。私も退いたわけでございます。

近隣町村で空き家条例をつくって、例えばですよ空き家は3年なり、5年なりくらしで空き家とみて、隣近所が不便だと、怖いという場合で役所のほうに電話きたりする場合もあるかと思います。そのときはやっぱり市のほうから通告をし、3年もしくは5年後に解体しなければ、うちほうで解体し、そして住所変更もし、役所のものとなり競売に付して、その解体費用とするというぐらいの条例をつくっていただければ、ある程度の空き家は解消されるのかなとも思っております。はたして国では秋の臨時国会に、空き家条例に関して民法でも制定しなければならないということを提案するようでございますけれども、それにも先駆けて私ども平川市で、そのようなちょっと厳しい、ちょっと辛いかもしれませんが、それぐらいの条例はつくってもらいたいと思って、一般質問をすることにしました。

それで2点目でございます。市長は1期目の実績として、カントリーエレベーター、そして古懸の不動橋の架け替え工事、そして碓ヶ関の診療所開設などなど非常に大きな功績を残しました。いろんな意味で、6

月の定例会の小田桐議員の回答にもあるように、そして昨日の18番議員の福士議員の回答にもあるように、いろんな功績はありました。いままでの市長では、やれなかったこともたった4年間でこのような功績を残したのは、いま一つ一つ言うまでもありません。皆さん御存知かと思えますのでそれは省きます。非常にその手腕は高く評価したいと思います。

1期目の実績を踏まえ、有言実行の大川市長にはぜひとも2期目に頑張ってもらい、2期目に向けて頑張ってもらいたいと期待するところがあります。今後の進退について、私ども議員として、そして一市民として、一日三秋の思いで、今日のこの日を私は待っていました。昨日の福士議員の質問によりますと、市長は「明日、平新会の齋藤 剛議員も言いますので、そのときにははっきりさせます。」と明言なさいました。

この後を延ばすということをはっきりするのか、それとも立候補するとはっきりするのかわかりませんが、6月の定例会でも小田桐議員の質問に9月にはっきりします。そして昨日、福士議員にも明日ははっきりしますということで、私は昨日、市長にも面会せずまっすぐ家に帰って、本当になんて言えばいいのかなあという感じで、なんて返ってくるのかなあという形で、いろんな形を想像してみましたけれども、それは私がいま降壇してから、市長がはっきり何かを言うつもりでござい

ます。

私が昨日、読んだ新聞によりますと、市長の交代のタイミングは、高齢・多選・失政と、そのことがタイミングになると。そうはっきり明言されていました。確かに高齢でもございませぬし、多選でもございませぬ、そして失政もありません。例えば古懸の不動橋、総工事費が8億2,000万円かかるんです。そのうちの一般財源、私ども平川市からの持ち出しが28万6,000円。そんきの持ち出しである橋ができるんですよ。それは市長が、何回も何回も、去年、おととしのあたりから陳情に行き、そしてなんとか頼む、なんとか頼むって拝み倒して、28万6,000円の費用で古懸の8億2,000万円の橋ができると。いま橋げたかけてございませぬけれども。そういうことも平川市にとっては非常に得な思いをさせてくれたのが、いまの大川市長だと思います。

市長は、まだはっきりもの言いませんけれども、吉良上野介邸に行くときの浅野内匠頭が昼行燈しているように、まず敵を欺くには見方からというその心境でいるのか、昼行燈でばがこいでいるのかなあとも思ったりしていますが、それはいま通用さねべと私は感じて、非常に期待する者の一人でございますので、我々市民も、そして議員も何回も言いますけれども、はっきりすることを望んで、一応壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。

(齋藤 剛議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。
市長、登壇。

○市長
(大川喜代治)

(市長登壇)

第7席、齋藤 剛議員の質問にお答えをいたします。

空き家対策につきましては、先ほど齋藤政子議員にお答えをいたしましたので、短く答弁させていただきます。

過疎地域や豪雪地帯といった地理的要因や少子高齢化などが挙げられますが、さらに複雑な相続問題なども加わり、空き家が増加しているものと考えております。

条例設置につきましては、これまた、先ほど齋藤政子議員にお答えしましたように、今後の国の動向を注視し、他の自治体の情報収集や関係部署による協議を行うなど、どのような対策、仕組みがよいのか検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2番目の市長の政治姿勢についてでございます。齋藤 剛議員には、私の取り組みについて大変ありがたい言葉をいただき、感謝申し上げます次第です。

私は、市長就任以来、公約の実現のため、また、平川市発展のため、私なりに精いっぱい努力をしてきたつもりであります。カントリーエレベーターの建設や古懸不動橋の架け替えにつきましては、先ほど齋藤議員もおっしゃいましたように莫大な工事費を要することから、国や県に何度も足を運び、要望活動を行った結果、ありがたいことに予算をつけていただきまして、実施することができましたし、まだ、その完成の経過であります。この二つの事業にせよ、碓ヶ関診療所の開設にせよ、私の力だけで成し得ることは到底不可能であり、市民の皆様をはじめ、議員の皆様のお支えをいただいた結果だと、心から感謝申し上げます次第であります。

さて、今後の市政運営について考えますと、TPP交渉参加後の農政の変化やますます深刻化する少子高齢化社会への対応、人口減少を緩和するための定住促進対策など、取り組まなければならない課題が数多くあります。

その舵取りをどうすればいいのか、6月議会で小田桐議員から「次回選挙に対する考え方について」質問があり、私は、「9月議会にはできる限り前向きな意向を皆様に表明したい。」との回答をいたしました。先ほど、齋藤議員がおっしゃいましたように、福士恵美子議員の昨日の質問に対しても、「今日そのことについてお答えをします。」というふうにして、いまこの壇上に立っているわけですけれども。

いろいろ深く考えて、ずうっと自分の進退を日夜考えてまいりました。しかし、6月議会で小田桐議員にお答えしたときと、社会情勢に対する変化が大きく変わってまいりました。消費税が確実に上がること、東日本大震災の復興がようやく軌道にのりだしたこと、それに何よりオリンピックが2020年に東京で行われることが決定したことでもあります。

これらは、テレビ等では昨日も言いましたけれども、大変喜ばしいこ

とと取り上げられておりますけれども、私がある面から考えてまいりますと、我々地方をさらに苦しめることになるのではないかと、私は心配をしております。現に資材の上昇による、いま古懸の橋の話ができましたけれども、国土交通省の仕事の一部を入札するというので、公募をさせていただきましたけれども、1社だけが公募です。公募に1社しかないんですよ。その1社が入札をしたら、不落です。不落ですので、工事できないわけですね。新たにそれを3カ月かけて、また、入札をするわけですけれども、現実にはこういうことが起きている、そういう現実なんです。

市民の皆さんには、なぜこのような事態になっていくのか、私は市長として説明責任があると思っております。これまでの実績と、これからの長期計画も含め、市民の皆さんに説明をし、私の市長としての職務を果たしていきたいと考えております。

ところで先般、長尾県議が急に立候補するという記事が新聞に掲載されました。まさかと思いましたが、これが現実であります。私はそれに惑わされることなく、いまの職務に集中したい。そういう思いでおります。

現職でありますので、私はまだ2月の3日まで任期がありますし、それまで4カ月以上ありますので、市民とのいろいろな接点で、いままでもいろいろなことを聞いてきましたし、これからもまた、大いにどういふふうなことを考えて、どういふ市政を望んでいるのかを聞きたいと。そういうふうに思っていますし、今現在、私を応援してくださっている後援会の皆さんや、市民の方、与党の皆さんも応援してくださっている。そういう思いでいますし、社民党の福士恵美子議員も昨日は応援してくださるように、私はとらえさせていただきました。

そのようなことを考え、ここで「立候補します。」と言いたいわけですが、市長になるにはクリアしなければならない、選挙という大きなハードルがあります。それらをクリアしていくためには、4カ月の間を精いっぱい市民に自分の進めてきたこと、これから進めていきたいことを理解していただくために、ゆっくりと時間をかけて決めたい。そういうふうに思っておりますので、どうか私の心情を御理解いただきたいと思います。以上であります。

(市長降壇)

12番、齋藤 剛議員。

12番、齋藤 剛です。

最後の一言を聞くのに、まんず長がったですね。

東京オリンピックではってきたり。私たち2020年まで、いぎでるどは思うんだけど、いいばそったず。そえよりも、はえぐ市長やるが、やねが、ぴっとへさって、非常に首長くしてました。

いまから4年前、市長は急きょ前市長の後がまとして、後継者として

○議長

○12番

(齋藤 剛議員)

やるというような報道がなされ、急きょ出されたわけでございます。やりたい人、そしてやってもらいたい人、選挙はさまざまございます。でもやっぱり選挙というのは、あがれば4年間は自分の責任でやらなければならないし、それを選んだ市民も4年間は追及しなければならないという原則もございます。私ども市民としても、市会議員としても、私を選んでくれた人は常に私どもの姿を、後ろからそして前から、上から下から見ているかと思しますので、4年間は責務のあるものだと思います。

そして市長は、まじめな人柄ゆえに、私は現市長であるから、市長としてのこれからの4カ月の責務を果たす。んでねべって私は思います。あがれば4年やねばまねんだもの、いまがら勝つことも考えながと言いたいの、私の心境でございます。100メートル競走が小学校1年生の子どもが、50メートル、80メートルを優先させて走らせておいて、世界のチャンピオンが100メートルで用意どんっていても、やっぱり80メートル先にいって人が勝つんですよ。どんな人でも、99メートルのどごさ小学校1年生の子どもいで、100メートル後にこの間の世界チャンピオンがいても、やっぱり1メートルがなんぼだば、小学校1年生の子どもが勝つんです。

やっぱり選挙ですから、それは市民も正しく判断する人もおるでしょう。また、一時的な流れで投票する方もいるでしょう。でもやっぱり、あげてみなきゃわからないというのが選挙です。いままでの市長は、市長の職務を全うするがゆえに、組織というものに関してはつくろうとしませんでした。それは、私、4年間見えています。でも、いいのがって言ったっきゃ、いいんだって、わ、自分の職務全うしなければならないって、日夜、非常に頑張っています。健康にもなりました。一生懸命走ってって昼夜、市長としての仕事をしているのもわかります。

先ほどある候補の名前が出ましたけれども、あえて私はN候補としておきますけれども、N候補には全市的に組織がございます。それは県会議員としての組織でございますけれども、それにのっかっていま仕事をしているわけなんです。もう走っているんですよ。

市長は、例えばいま4カ月市長の仕事して、さあやりましようたってだれも旗持ってくれる人、そしてだれも車運転してくれる人がいながったら、一人で走らなきゃだめなんです。そして市民は、ある程度約束して、「んん、んだよ。」って、「へば、だえもではねんだば、わ、そっちゃいぐね。」っていう約束をしてしまえば、その約束をひっくり返すことも非常に労力が必要なんです。

私は、本当に強く言いますけれども、選挙ははやぐ公表し、自分で歩けなくて職務がこんだからいがいねというときは、その代理なり、電話なりで結構ですので、意思を伝えるだけで、これも選挙活動だと思いません。これは市長の現役と選挙活動もありますけれども、そのぐらい兼ねるということは、あともう4、5カ月は労力をそっちのほうにも使って

もらいたいという気持ちもございます。

私、先ほどから長い話してはすけれども、これは熱望でございます。市長は非常に、にごらかしたことをはっきり言いましたけれども、あれは私に言わせればはっきりではありません。ただ先延ばししているのかなあ。

私的なものの考え方でもの言います。私、齋藤 剛は、この次はそのうちに出ると発表するもんだと解釈してよろしいでしょうか。いま一度、お答えください。

○議長

市長。

○市長

齋藤議員が、いま再質問でおっしゃった選挙ということは、どういうものなのか。私も市会議員を3期させでもらいましたし、前回の市長選もさせいただきました。まったく齋藤議員のおっしゃったような部分が、市民がそのまま一生懸命やってるはんでその人さ。っていうもんじゃないということ、重々承知しております。

(大川喜代治)

ですけれども、私の思いとしましては、平川市の市民はそごいら辺のところは認識してくれる。そういうふうな市民であってほしい。そういう願いがあるわけです。そういうことを踏まえまして、組織をつくってやると思えばできないわけではないです。4カ月もあるんですから。

ですけども、選挙、そういうものが果たしてこれからずっと。戦いというのはそういうもんだということは、歴史がずっと証明してきましたけれども。そうでない社会もあっていいのではないかと、私はそう思っているんですよ。

ですから、先ほども言いましたけれども、平川市民の民意と言いますか、そこの部分を聞きたいと。そういうふうに思っているんです。そういうわけで任期は2月の3日までですけれども、いま9、10、11、12、1月、5カ月間あるわけです選挙までに。そこいら辺の部分を現職ですから、あらゆる人と会えるわけです。すべての市民と会えるわけですから。

そういうふうな部分を聞いながら、ある時期に進退をはっきりします。そういうふうなお答えをしたわけですから、御理解をいただきたいと、そうふうに思います。

○議長

12番、齋藤 剛議員。

○12番

何回言っても、お願いしても、答えがそのようなならば、その時期を待つのが、そしてそのときに自分なりにものを決めればいいのかなあという感にも走ってございます。

(齋藤 剛議員)

でもいつかは、やらなければならないと、そして市民の皆さんも要望したならば、それは声高らかに市長として発表するときに、いずれくるのかなあという希望的観測のもとに、私の一般質問を終わります。

○議長

12番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

○議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

第8席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。

○13番

日本共産党の齋藤律子です。

(齋藤律子議員)

今議会の一般質問は8番目の登場で、最後の質問者となりました。5分間、昼休み時間に食い込むかもしれませんが、御協力をよろしく願いをいたします。

それでは通告に沿って一般質問を行います。

最初の質問は、介護保険制度の改悪について質問をいたします。

安倍政権は先月8月21日、公的介護、年金、保育の諸制度を大改悪していく手順を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定しました。社会保障制度改革国民会議の最終報告を受け、介護については平成26年、医療については平成26年と平成27年に改悪法案を提出する日程を盛り込み、この秋の臨時国会にこうした手順を明記した、プログラム法案を提出する方針です。社会保障の全面的な改悪へ突き進む手順を、あらかじめ定めるのは異例とのことです。

そこで1点目の質問です。それによると、平成27年度から要支援1、2の軽度者向けサービスを介護保険制度から外して、市町村事業に段階的に移行させることとなっています。平川市の要支援者の数と、今後、市の事業として、要支援者向けサービスを実施する場合の方向性についてお尋ねをいたします。答弁をお願いいたします。

2点目は、一定以上の所得がある方について、自己負担の引き上げも行われることについてお尋ねをいたします。現時点では、夫婦の年収が3百数十万円以上、単身世帯は年収250万円から300万円程度を基準とした検討が行われると聞いています。平川市ではこれに該当する方がどのくらいなのか、どのくらいの方が影響を受けるととらえているのかお尋ねします。

3点目は、特別養護老人ホームの入所基準が厳格化され、要介護3以上の方が対象となる点です。平川市では、現在、要介護1または2の方が、何人特別養護老人ホームに入所されているのかお知らせください。以上につき、市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

第8席の齋藤律子議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1の部分でございますけれども、3までありますが、トータルで答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

平成25年3月末現在の平川市の要支援認定者数は389人、そのうち3月中に介護予防サービスを利用した方は259人、年間の介護予防サービス利用者は延べ3,071人、給付費は1億930万8,129円となっております。

市の事業として実施する場合、その受け皿として地域支援事業が考えられますが、現在の利用者数と給付水準をそのまま当てはめると、地域支援事業交付金の対象として実施できる上限を超え、一般会計からの繰り入れが必要になってきますので、委託する事業所に対する委託料の額、利用者負担額、利用者のサービス利用意向など総合的に調整し、市の財政負担及び利用者への影響を最小限にとどめる必要があります。今後、国の地域支援事業実施要綱などの関連制度の改正も予想されることから、その動向を見ながら事業の実施を検討いたします。

また、現在、個人の収入が250万円以上の方は242人いますが、現行の制度では、夫婦単位の収入の把握という仕組みはございませんし、検討する収入の基準にも幅がありますことから、正確な数値をお答えすることは困難でございます。

なお、要介護1または2の方で、特別養護老人ホームに入所されている方は13人おります。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

ありがとうございました。

(齋藤律子議員)

私が改悪という、悪い言葉を使ったのは、よく改正とか言いますが正しく改まるのではなくて、悪く変わるので改悪という言葉を使わせていただきました。

社会保障改革推進法なんです。推進なんですよ。推進ということは、よくなるイメージがさらによくなるというふうに、普通、推進と言いますが、内容を悪くなることなので、やはり市の財政にも大きな影響を及ぼすということが、いま市長の答弁からわかりました。

それで、一般会計からの繰り入れが、今後、支援事業をいまやっていることを継続すれば、予防のサービスとかですね。やっぱり、繰り入れが一般会計から必要になってくるということで、そういう軽度の人を介護保険制度から外す中身となっていることは、非常に残念なことであります。できればやっぱり、これを市が独自で、自治体として寝たきりを出さないためにも、市のほうでも続けていってほしいと思います。

昨日の、古川敏夫議員の質問にもありましたけれども、要支援事業は続けていくような答弁でありました。その事業にも参加者も大変増えているということですので、やはり健康な平川市、長生きな平川市ということであれば、寝たきりの方を出さない取り組み、このためにも必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この部分は具体的になってくると、これからもどんどん変わってくるところかなと。市の取り組みが試される場所ですので、市長としてもぜひ頑張っほしいと思ひます。ここはまだはつきりしたことでな

いので、市の考えをお尋ねいたしました。いまの現状をお尋ねしましたので、このまま次の質問に移らせていただきます。

今回はちょっと原稿が長い部分もありますので、終わるために頑張っています。

2番目の質問に移ります。

健康で長生きな平川市を目指す取り組みについて、平川市民の死亡状況から見た健康に対する問題点とその見解についてお尋ねをいたします。

平川市では平成25年から、がん検診が無料になり、一部前立腺がんは有料ですが、無料になり市民の皆さんから大変喜ばれています。気軽に受診できる、お金を持たないで受診できると喜ばれ、現在、受診者数も伸びていると伺っています。こうした市当局の取り組みが、短命県日本一返上につながり、健康で長生きな平川市になればと願っています。

それはさておき、健康推進課からお聞きした、平川市の市民の死亡状況は、がん、脳卒中、心疾患などの三大生活習慣病の死亡割合が高く、最近の新聞のお悔み欄でも30代から50代、60代で亡くなる方が多く見受けられ、短命県日本一に貢献する状況となっております。

こうした平川市民の死亡状況に対し、市当局はどこに問題があるのとらえているのか、また、健康で長生きな平川市を目指すためには、今後、どのような取り組みを考えているのかお知らせください。平川市の死亡状況とこれから考えている取り組みに対して、市長、答弁をお願いいたします。

二つ目の質問は、健康推進市民運動の展開と平川診療所の活用についてお尋ねをいたします。

今年発表された、平成22年の厚生労働省の都道府県別平均寿命ランキングでは、青森県は男女ともに全国最下位の47位となっております。青森県が全国最下位の汚名を返上するには、平川市でも市民一人一人が健康に関する正しい知識を身につけ、それを活用する力を養うことが必要です。食事、喫煙、飲酒、運動などの生活習慣をどのように改善していくのか、取り組むことはたくさんあります。

健康で長生きな平川市を目指すために、何か一つ健康推進市民運動を起こすことが必要ではないかと考えています。平川市として考えていることがあればお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、健康センターの敷地内に移転・新築に取りかかっている平川診療所は、健康で長生きな平川市を目指すために、中心的役割を果たすことを期待しています。例えば市民に健康教養を身につけてもらうため、医師が先頭に立ち健康講座などの講師を務めるなど、市民とのかかわりを持つことや、平川市の医師として市民の実態と向き合うことが大切ではないかと考えています。平川市の健康推進に関する取り組みに対し、診療所がどのようにかかわっていかようとしているのかお尋ねをします。市長、答弁をお願いいたします。

- 議長
- 市長
(大川喜代治)

市長。

2番目の、健康で長生きな平川市をめざす取り組みについて、①と②をお聞きしたいと思いますのでお答えをいたします。

平成24年の平川市の死亡状況を見ますと、生活習慣病と言われる、がん、心疾患、脳血管疾患が死因別順位の上位になっており、死亡割合の約6割を占めております。この状況は、全国的にもほぼ同じ状況となっておりますが、平川市においては各疾病の死亡率が全国や県の平均を上回っており、短命県青森県を象徴するような状況にあると言えます。

この原因としましては、塩分の過剰摂取や多量飲酒、そして喫煙、運動不足など、日常の生活習慣の積み重ねが起因しているものと考えられ、改善には市民一人一人の健康に対する意識改革と生活習慣の見直しが必要不可欠であると考えております。また、対策としましては、生活習慣病の予防と早期発見に重点をおいた特定健診と、特定保健指導及びがん検診が重要な位置づけであると考えております。

特に、特定健診については、受診されたすべての方に健診結果の説明を行うとともに、食生活や健康に対する情報提供を行い、市民の意識改革につなげていくこととしております。さらに、がん検診の受診率向上対策にも力を入れており、今年度からは主要ながん検診の無料化を実施し、受診しやすい環境を提供しながら、受診率の向上を目指しております。今後も、生活習慣病の予防と早期発見に重点をおきながら、市民の健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

②でございますけれども、はじめに健康推進のための市民運動ということですが、健康に関するテーマを掲げながら個人の意識と行動の変容を促すために、市民とともに取り組んでいくことであると思われま

す。平川市においては、現在のところ市民運動は考えていませんが、個人の意識と行動の変容のために、市が行う特定保健指導や各種健康教育、そして市内各団体に対する健康講座などあらゆる機会を活用し、食生活や運動習慣など、健康に関する正しい知識を理解してもらうことで、個々の意識改革につなげていく取り組みを行っております。

次に、平川診療所の活用についてですが、医療の提供はもとより、市の施策に沿った健診や住民サービスを提供することも、自治体診療所の役割であると考えております。これまで市の保健事業については、予防接種や特定健診などにおいて連携しながら実施しているところであります。今後は、各地区で早朝に実施している複合検診についても、平川診療所で実施できないかを検討するなど、医療機関の機能を活用しながら、市民の健康増進を図ってまいりたいと考えております。

- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

市長の答弁から、やはり平川市は全国の平均を上回るくらいの三大疾患、そういうものの死亡が高いということがわかりました。県が出している、県もいま短命県の汚名を返上しようということ、いろいろ県民

向けに出しているんですが、その中で弘前大学の中路先生ですか、そういうことがいろいろ提案をしております。それで今回取り上げるきっかけとなったのは、市でもなぜこういうふうにかはわかっているわけです。塩分の摂取が多いとか。それからたくさんのお酒を飲む。たばこのみ過ぎ。運動不足。そういうことがわかっているわけですから、それをどうやって市民一人一人にわかってもらうか、その取り組みを具体化するということが大事じゃないかと思えます。

そういうことでは、いろいろ朝ごはんを食べることからという、鶴田の朝ごはん条例とか、いろいろ全国でも取り組みが行われていますし、やはり何かその健康教養って言うんだそうなんですが、市民に健康の知識を身につけてもらう。それが必要ではないかと。私がこう思うには、近ごろいろいろ聞いてみますと、自治体検診を1回も受けたことがない、こういう人にすごく会います。それでも健康に関心がないかと思えば、健康食品の高いのをいっぱい買って飲んでるわけです。1度も受けたことがないんだそうです。そういうところから、受診しない人たちを健康診断をしてもらう、それもいまコンピューターの時代ですからデータ化をちゃんとして、どこが受診率が低いか、そういうのも出るかと思えます。そういう分析をして、ぜひその……、これ1番と2番、2つ目の質問一緒になりますが、そういうときに診療所の先生なんかをそこに出向いてもらって、そこで講座を開くとか、そういうこともやっぱり必要になってくるんじゃないでしょうか。

もちろん健康教養を、長野県で実施している保健指導員と言うんだそうなんですが、この方たちがやっぱり健康の知識を勉強して、そして県民、市民、そういう住民に提供している。平川市でも食生活改善推進委員とか、それから保健指導員ですか、そういう方たち頑張っていますが、やはりもっときめ細かな取り組みが必要ではないかと思えますが、その点はどのように考えているでしょうか。

市民生活部長。

○議長

○市民生活部長

(佐藤俊英)

いま議員おっしゃったとおりでございまして、弘大の先生の多分同じ資料を私も拝見させていただきました。長野県、これが同じ雪国で、リンゴが特産地でなぜ1位と最下位なのか。こういうところも載っております、その原因としてはいわゆる保健指導員等の一人一人への指導、これが非常に大きいというふうなことでございます。

平川市としましても、各種団体に対する健康講座、それから各種教育ですね。この機会、あらゆる機会を設けて、そういうPRに務めておりますのでそちらのほうも。いわゆる個人の意識が大切だと思いますので、そちらのほうは十分これから行っていきたいと思います。

また、特定検診につきましては、受診率がだんだん伸びてきておりますので、こちらのほうもさらに努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長
○平川診療所事務
長（内山勝徳）
- 平川診療所事務長。
ただいま平川診療所の医師をですね、健康講座の講師に出てもらえないかという御質問でございます。医師の考えも確認しながら、今後、検討させていただきます。
- 議長
○13番
（齋藤律子議員）
- 13番、齋藤律子議員。
市が基本健診なんかも無料に、それからがん検診も無料に、受けやすいように周りの医療機関でも受けれると。そういうことを広げて頑張っているのに、それをやはり市民たちが知らない人とか、関心を示さない人が多くいたら効果を発揮しないことになりますので、ぜひ自治体でも、担当課でも頑張って財政措置をしているわけですから、これが効果を発揮するようにもう少しデーターを分析して、その受診率が低い地域とか、そういう何十代が低いとか、そういうこともあわせてですねもっとやってほしいということが一つあります。そのことについてもデーターなどの分析のことで、答弁をお願いしたいと思います。
- 議長
○市民生活部長
（佐藤俊英）
- 市民生活部長。
特定検診等、受診の勧奨には十分務めてまいります。
それから平成24年度でですね、特定検診のデーターを解析するシステムを購入いたしました。今年度からそのシステムを十分活用できるような研修、こちらのほうも行ってございます。ですので今後、このデーターをいろいろな方面のこれからの対策に活用できるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長
○13番
（齋藤律子議員）
- 13番、齋藤律子議員。
先日のテレビの報道で、短命県日本一ですから、青森県の自治体はワーストの上位クラスにたくさん出てくるそうですが、板柳町がワースト2位ということで、それが今回50位になったということが報道されてきました。このことは、すぐには効果を発揮しないかもしれませんが、平川市としては大変いい取り組みをしているわけですから、ぜひ今度はベストテン、いいほうのほうに入るように努力をしていってほしいと思います。
- それでは、3番目の質問に移ります。
3番目は農作物放射性物質検査結果について質問をいたします。平川市では、福島原発事故後、放射性物質について農作物の採取検査と、空間測定を実施していますが、原発事故直後に購入した簡易な機械で測定をしているとのこと。
平成25年の広報ひらかわ8月号にも検査結果が掲載されていますが、原発事故からすでに2年半を経過し、建屋から放出されている放射性物質に加え、地下水への浸透や海の汚染が深刻になっている現在、農林課所有の測定機械では市民が知りたい情報は提供できないのではないのでしょうか。
現在、使用している測定機械はガンマ線の測定のため、半減期が30年

のセシウムやストロンチウムは測定できません。市の基幹産業である農作物への影響や、土壌への汚染状態は今後も測定し続け、生産者や消費者に確かな情報を提供していかなければなりません。

9月6日、韓国政府は青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の各県の水産物に対し、輸入を全面的に禁止すると発表しています。いまの状況では、水産物だけとは限らない農産物にも影響する恐れがあります。地球の空、海は一つにつながっていることから今後、長年にわたり、くらし・環境・健康に影響を与え続ける放射性物質について、より高精度な機械での測定をして、市民により正確な情報を提供する必要があると思います。

平川市の農産物が安全である可能性が大なので、安全な農産物を多くの人に食べてもらうためにも、買ってもらうためにも、高精度な機械での測定を希望するものです。このことに対して、市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

3番目の質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

現在、市で行っている放射性物質検査は、福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響から、農作物の風評被害を防ぐために、平成23年度に他の市町村に先駆けていち早く導入し、県から示された測定手順に基づいて実施しているものであります。

市で測定している機械は簡易測定器でありまして、各種の特定はできませんが、放射線量を測定して換算係数を乗ずることにより、簡易分析ができるものでありますので、市では簡易測定器による検査を実施して、その検査値が異常を示した場合に、精密検査を実施するなど段階的に検査するようにしております。

また、県による放射性物質検査も実施されておりまして、平川市をはじめ各市町村の農作物を検査して公表しております。放射能の問題については、国内外を問わず非常に敏感ですので、これからも平川市の安全・安心な農産物を提供していくためには、このような情報提供は必要なことだと考えております。

今後の検査のあり方について、国の関係機関や県の情報を入手しながら、対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

原発事故後、すぐに購入した簡易の測定器で線量を測定していると。係数を掛ければ、そのセシウムとかそういうのも出てくるわけで、それは確かにそうなわけです。市のほうからもいただいた資料では、放射能濃度は換算係数とか、そういう実際に測定したそういうのを乗じれば出てくるということなんです。これはガンマ線対応のもので、やはりいま市民の皆さんが知り得る情報には、なっていないということではない

かと思っています。

私も放射能に対しては原発事故後、本当にこう関心が高まってですね、勉強をしている状態ですので、まだ素人の域を脱していませんけれども、いろいろ考えてみますと、少しちょっとこれではだめなんじゃないかと。県のほうでもやっているとのことですが、国の方針のとおりにやっているのだからこういうふうになっているんです。

ある市民からですねちょっと情報提供がありまして、市内の直売施設で買った灰。それを自分がお金を出して専門のゲルマニウム半導体ですね、それで測定してもらったそうです。そうしましたら、2011年12月に購入した灰ということで、灰は放射能が濃縮されるということで、県のほうでも直売所には売ってはいけなと。こういうふうに原発直後は通達がありまして、直売所に参加している方も、これ皆さん知っていることなんです、そういうことになっているんですが、2011年というは2011年3月に原発事故が起きておりますので、その年の灰だということになります、それをとっておいてですね、今年の4月に測ってもらったそうなんです。そうすと灰は乾燥していますので、セシウム137とかがいろいろ……、検出下限とかいろいろありますが、20.1。セシウム134が33.2ベクレルです。このベクレルという単位は、人体に及ぼす影響だということですが、こういうふうには実際出ているわけなんです。

それでいろいろこう調べておいて、あと平川市の宅地ですね。宅地のいろいろ屋根にたまっている、まあ無落雪とかですと、その溝に枯葉や土、泥なんかもたまるわけですね。そういうのも集めて測りましたら、かなり……、これにも出ているわけですね。セシウム137が143.6ベクレル。セシウム134が72.4ベクレル。これをいろいろ一平方メートルに換算すると約4ベクレルキログラムですね。こういうふうには、でも平川市の汚染は少ないということなんです。個人的に測った結果でも、ですから、やはりいま消費者とかすごく気にして、安全なもの食べたいというわけなんです。

こういう原発事故で作物をつくれな所もたくさんでているんですが、こういうときに儲けようというそういう考えでなくて、やはりひいてはそれが所得につながっていくわけですが、やはり安全なものを多くの人にその提供するという、食べたい人が実際にいるわけですから、そういう平川市のやっぱり農産物を宣伝するためにも、PRするためにも、こういう継続というのは市が必要ではないかと。簡単に言えば、ちゃんとした高精度な機械を購入する。また、個人的に測ってもらうには助成する、いろんな方法があるかと思いますが、こういうことが必要なときにきたのではないかと。放射能と100年をつき合う。これから日本はつき合っていかなければいけない。という本も出ているくらいですので、ぜひそういう点ではどういいう見解をお持ちかお尋ねをします。

経済部長。

○議長

○経済部長
(奈良 進)

まず、基本的に認識していただきたいのは、この世界は1950年代から60年代の大国の原爆の実験ですね、これで数値がどっと上がりました。そのあと徐々に下がって、また、1986年のチェルノブイリでまた上がったわけです。

今回の福島原発事故で、いろいろまたでたわけですが悲観的な学者は影響が少ないところ、例えば北海道から青森県。こういう地域には1950年代、60年代の原爆実験とチェルノブイリと同じぐらいのレベルの放射能が降っただろうと。楽観的な学者はそれに対して、いやそんなに多くないべ、100分の1から1000分の1でないか。というふうなのがおっしゃっております。

また、さらに中国からの黄砂が降るときはですね、韓国、日本は空气中のセシウムの放射線量が数値が上がるわけです。特に北海道から新潟までがその影響が大きいと。青森県はその中のちょうど真ん中ぐらいですから、特に青森県には影響があるよと。韓国は中国に近いわけですから、黄砂が降れば、最近非常におもしろい言葉があつて「黄射能」と。放射能と黄砂とかけて、黄射能という言葉が生まれるくらいそういうふうな影響があるわけです。

で、それからあの齋藤律子議員がですね、ベクレルは人体に及ぼす値だとおっしゃいましたが、これ違いますよ。あくまでもこれシーベルトが人体に及ぼす影響です。

それから灰はですね、これ濃縮されます。齋藤議員もおっしゃっていましたが、木を燃やして灰にするわけですから、その残存率は0.1%から1%になると。ですから1トンの木が1キログラムの灰になる、もしくは100キロの木が1キロの灰になると。こうなれば、木の中に残るのはカリウム、それからシリカ、ケイ素ですね。ただし、セシウムですから100倍に濃縮されるわけですよ。このような状態ですから当然、検出されてしかるべきです。

それから、国・県のホームページで国は、特に文科省ですが、原発事故が起こった時点から、もうすでに青森県にも放射線量は検出されているよと。ということは出ていまして、これは調べてみたら今回の福島原発以前のものも全部含まれていると。ということでありまして、いま急に福島の原発でこのような検出されてきたわけではないということは、みんな認識しないといけないことかなと。まず、こう思います。

それから、平川市もゲルマニウム半導体型の分析装置を取得するべきでないかと。今現在、平川市では簡易測定器で測っていますが、これはあくまでも総ガンマ線量を測るわけですし、これが安全圏内にすべておさまっております。したがって、ゲルマニウム半導体型の分析装置というのは、自然界からの放射線量を全部除去して換算しないとダメです。値段的には2千万ぐらいするらしいんですよ。それ以上するんでしょうけれども。なおかつ、それを操作するオペレーターは大分訓練された人

でないといけない。そのようなことを市の職員に求めるのは、いっぱいほかの仕事も持っていますし、そういうふうな安全圏内に今現在あるものをですね、2千万円もかけて、なおかつ、職員を訓練して、無理やり数値を出して、これは安全な数値ですというふうなことで、市民の純真を惑わすようなことをやっていいのかというふうなことで、あくまでもいまの体制を保って、異常値が出た時点でこれは国・県と一緒にになって精密試験、平川市の場合は精密試験は委託することになりますが、そういうふうな体制は平成23年の原発の当初から構えたわけですので、当面これは私たちの考え方でいいのではないかと。こう考えます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

経済部長の御指摘ありがとうございました。

(齋藤律子議員)

人体への影響ベクレルと言いましたが、これはシーベルトと訂正させていただきます。ベクレルは放射線を出す能力、強さ、量を表す単位でまことに御指摘ありがとうございました。

そういうことで平川市では、2千万円以上かけて買って、職員をいろいろ勉強させて、そしてその数値を出したところで、市民を惑わすと。そういうつもりはまったくないわけですが、原発事故以前の放射能の数値が大きいんだというようなことでしたが、ここにはちょっと異論があります。1950年、1960年、一問一答で時間も限りがありますので、お答えください。この核実験は、どの核実験を指すのか。広島、長崎はこれはその前ですから入っていませんがお知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長

これは言わずと知れた、今現在、原発を持っている最初の国々です。ロシア、当時はソ連ですね。それからアメリカ。そういう感じです。

(奈良 進)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

1950年から60年。いろんな核実験が行われて、アメリカとかはじめとして行われております。ビキニ環礁での、確かに汚染されています。その後、アメリカが発表した数値では日本はすっぽり放射能の汚染地帯に入っているんです。核実験する前に、ちゃんとアメリカでは三沢や、広島、長崎、横須賀、沖縄などにちゃんと観測点を設けてましてやっているわけです。ですから、広島、長崎だけが被爆したんじゃないくて、そのビキニ環礁のとき第五福竜丸が有名ですが、第五福竜丸だけでなくその3カ月間の核実験の後、千船延べそこを往来してマグロを捕っているんです。そのマグロが日本人の食卓にもう上っているんです。その事実はずうとこう隠されてきてみんな食べていたんです。

(齋藤律子議員)

ですから福島がいま初めてではなくて、それはアメリカが発表した数値でも明らかなわけです。補償金を払ってそれで後は何も言うなど。こういうことのできたので、国民は第五福竜丸だけがわかっていますが、そういうことではあります。チェルノブイリも汚染をされています。地球全体の食品の汚染が問題になっています。カナダで汚染された大豆が日

本のここいら辺、平川市の話です。実際、聞いたんですが、10分の1で国産よりも買わないか、買わないかと勧められている方のお話を十数年前に聞いたことがあります。

そういうことで、私たちは放射能と知らず、知らずに情報も公開されていないものですから食べてきたわけです。それでいま、それはあるものだけでも、やっぱりそういうことを未来の、私たちはもう60歳過ぎているのであと何年生きられるかわからないんですけども、やはり未来の子どもたちには絶対放射能汚染、内部被曝はさせてはいけないということで取り上げられているんですが、農産物を売る側の経済部長として、そこいら辺は原発以前だと言うに、たくさん放射能あるんだということではですね、私はこれせつかく安全な、いまのところ安全なわけですから、測ってやっぱり大都市に売ってほしいなど。そう思っているんですが、そこいら辺はもう一度確認しますがお願いいたします。

○議長

○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

すべて人為的なものとして、齋藤議員はとらえたがっていらっしゃいますが、私たちの身の周りの放射線考えてみれば、宇宙から降ってきます。それから地中の花崗岩とかからも入ってきます。それから空気中浮遊しています。そして地表に降ったものもあります。それからもっとも大きいものは食べ物から入ってくるものがあります。植物に絶対必要なものは俗にチッカリンと言いますが、窒素、カリウム、リンですね。このカリウムから相当量が体内に入ってきます。

日本の自然界から受ける自然放射線量は、年間2.4ミリシーベルトです。ブラジルあたりは日本の4倍から6倍、それでもがんの発生率はむしろ日本人よりも低いと言われています。民族的な違いがあるだろうと。というふうなこともありますから、学者さんがあすこブラジルは日系人がずいぶんいますので、日系人を調べたら日本人とがんの発生率が同じだと。つまり、4倍、6倍ぐらい増えてでも、そう変わらないだろうというふうななかで、日本では年間、自然界から受ける2.4ミリシーベルト以上のものは、1ミリシーベルトまでは認めますよと。そうなったところで、せいぜい3.4になるんですが、ブラジルよりはるかに低い数値です。ですから、そんなにこう神経質になる必要はないのではないのかなというふうな思いがあります。

○議長

○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

大分見解の相違がありますが、私は自然界から受ける外部被曝のことを言っているんじゃないかと、食品から受ける内部被曝。外部被曝はいろいろなもので防げる場合があります。しかし内部被曝は、中に入れば放射線を発してですね、遺伝子とかそういうものを傷つけていくわけです。ですからがんも起こる。とこう言われているわけですが、専門的には私の読んだ本とはちょっと見解が相違ですので、いろいろこれからも議論していくことですが、やっぱり土が、土壌が汚染されていくとそれを取

り込んでしまう。野菜でも農産物でも。それがやっぱり一番怖いわけです。ですからその土壌検査とかが大事だ。だから福島では、自治体では野菜つくれない、農産物つくれない所もあるわけですね。そういうことが出てくる、自然界のあるのは私は問題にしていない。

この原発事故後、そうでなくても過去にそういうものが、知らない間に封印されて放射能汚染がどんどんやられてきた。これ以上やると地球、未来はなくなってしまいます。そういう点から言っているんですね。だから農産物を売り込む経済部としては、やはりそういうところをもっとですね、地理的なものとしてとらえてると言いますが、原発事故は人為的なものじゃありませんか。それは、確かにそうだと思いますよ。とにかくこういうことを指摘してきた多くの科学者が、やはり日の目を見ないですね、推進、推進。安全神話の中にこういうことをやられてきたけれども、実際チェルノブイリの教訓も生かされていないし、これは大変なことだと思います。

ですから、ここはまた、私もベクレルやそのシーベルトなんてメモを見ないとわからないくらいです。メモを失ったら間違えるくらいですから、もう少し私も勉強して頑張っていきたいと思いますので、これ以上平行線をたどることになりますが、やはり安全なもの売り込む、買ってもらうためにも必要でないかととらえた、そこはわかっていたきたいと思います。

それでは、時間があと11分ですので、次の質問に入らせていただきます。

4番目の質問は投票率向上について、投票率を高める取り組みと改善についてお尋ねをいたします。

第23回参議院議員通常選挙から、ネット選挙が解禁になりました。投票率向上に一役買うのではと期待もされましたが、残念ながら投票率向上にはつながらない結果となりました。主権者でありながら、投票行動をしない有権者にもさまざまな言い分があると思いますが、それはさておき、投票率を向上させるためには有権者が不便に思っていることや、こうしてほしいと思っていることを改善すること、投票しやすい環境を作ることが大切ではないでしょうか。

第23回参議院議員通常選挙後、有権者から寄せられた声を紹介します。投票率向上のためには、投票しやすい環境を作ることが大事である。次のような声が寄せられました。

投票所に投票立会人がいるが、決まった顔ぶれの人が多い。若い世代も投票立会人に選任し、投票が身近なものに感じられるようにすべきである。投票所に車椅子を用意してあるのか。また、投票所によっては段差があり、車椅子で入れない所もある。車椅子利用者が入りやすい投票所にすべきではないか。期日前投票所の中には、入りやすい所、入りやすい所がある。本庁は4階に期日前投票所を設置している。1階からエ

レベーターを利用できることを知らないで、2階まで階段を上ってからエレベーターに乗って、4階の期日前投票所まで行っている人もいます。4階まで行って期日前投票を行うのは不便である。

投票率の向上のためには、まず、できることから改善すべきでないか。有権者から次のような声が寄せられています。

期日前投票所や選挙当日の投票所まで自宅からの距離が遠い人がいる。特に歩行困難な人、ひとり暮らしの高齢者が多い。このような人に対する投票の利便性向上のため、何か方策を講じるべきではないか。人が集まりやすい場所で期日前投票を行っているところもある。当市でもそのような工夫をしたらどうか。また、期日前投票を行う際、期日前投票宣誓書兼請求書の記入が必要である。市町村によっては、期日前投票宣誓書兼請求書を記入してくれるところもある。期日前投票宣誓書兼請求書の記入を簡素化すべきではないか。また、入院等をしている人が不在者投票をしようとしても、大きな病院等県選管で指定している施設でないと投票できない。小さい施設でも不在者投票ができるようにすべきではないか。投票区の設定の関係で、A投票所が自宅から近いのにもかかわらず、自宅から遠いB投票所に行かなければならない有権者もいる。自宅から近い投票所で投票が行えるようにしたらよいのではないか。

以上、有権者から寄せられた声を紹介しました。これまで述べたことに対し、選挙管理委員会はどのように対応しようとしているのか、改善しようとしているのかお尋ねをいたします。選挙管理委員長、答弁をお願いいたします。

○議長

○選挙管理委員会
委員長（内山久人）

選挙管理委員会委員長。

第8席、齋藤律子議員の質問にお答えいたします。

まず、投票しやすい環境についてお答えいたします。

投票所の投票立会人につきましては、各町会長に推薦をお願いしております。これまででもできる限り女性または青年層から推薦されるようお願いしておりましたが、今後は特に青年層からの推薦をお願いしてまいりたいと考えております。

次に投票所への車椅子の配置につきましては、市内27投票所のうち、これまで投票所から要望などがありました4投票所に配置されております。また、投票所に段差がある投票所があるのは御指摘のとおりです。今後、体の不自由な方や高齢の方のため、投票管理者とも相談の上、車椅子の配置や簡易スロープの設置について検討してまいりたいと考えております。

次に本庁の期日前投票所につきましては、現庁舎では1階などに設置するスペースがないのが実情であります。なお、1階からエレベーターを利用できることを知らない方もいるとのことですので、今後は1階から4階までエレベーターを利用できることを、有権者に周知してまいりたいと考えております。

次に、改善すべきと御指摘のありましたことについてお答えいたします。

自宅から投票所までの距離が遠い歩行困難な方、ひとり暮らしの高齢者の投票の利便性の向上についてですが、例えば有権者の自宅から投票所までの移動支援については、現行の制度では困難なものと考えております。なお、身体に障害のある方で一定の要件を満たす方については、自宅で投票のできる郵便等による不在者投票制度があります。しかしながら、現行の郵便等による不在者投票制度が身体に障害のある方に対して、対応ができていたとは言いがたい面もあります。現在、都道府県選挙管理委員会連合会や全国市区選挙管理委員会連合会で、郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大を総務省に要望しておりますので、これらの動向を注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に人が集まりやすい場所での期日前投票所の開設については、有権者の利便性の向上に資するものと思います。しかしながら、期日前投票は当日投票の例外的な制度ではありますが、当日投票と同様、投票所の設置、選挙人名簿、投票箱の管理等万全の管理体制が必要になります。また、期日前投票に従事する職員体制をどうするかなどの検討も必要になりますので、人が集まりやすい場所での期日前投票所の開設につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に期日前投票宣誓書兼請求書の記入の簡素化についてですが、御指摘のとおり他の自治体では、期日前投票宣誓書兼請求書をコンピューターで出力し、選挙人による記入を簡素化している例があります。期日前投票宣誓書兼請求書の記入の簡素化は、有権者の期日前投票の手続きの簡素化につながるものでありますので、期日前投票システムの改修費用も考慮しながら検討したいと考えております。

次に入院などしている人が、小さい施設でも不在者投票ができるようにすべきとのことですが、病院などの施設で不在者投票ができるのは、御指摘のとおり県選挙管理委員会で指定した施設であります。県選挙管理委員会では、総務省で示している病院などを指定する際の基準を満たす施設についてはすべて指定しており、基準を満たさない施設でも施設側からの申し出があれば、現地調査のうえ指定していると伺っております。不在者投票のできる施設の範囲拡大について、県内10市で組織する青森県都市選挙管理委員会で協議していただき、県選挙管理委員会に要望していただくようお願いしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に自宅から近い投票所で投票が行えるようにすべきとのことですが、選挙人の投票区は、基本的に行政区に基づいて投票区を設定しております。現在の投票区は、合併前の投票区をそのまま引き継いでおり、市内に27の投票区がありますが、1投票区当たりの有権者数に差があること、同一地区において投票区の混在があること、今年行政区の一部見直し

行われたことなどから、今後、投票区の見直しの検討を行う予定であります。その中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり13日、17日、18日は決算特別委員会開催のため、19日は議事整理のため、本会議を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、13日、17日、18日は決算特別委員会開催のため、19日は議事整理のため本会議を休会とすることに決定しました。

決算特別委員会におかれましては、付託された案件の慎重審査をお願いいたします。

次の本会議は20日午前10時開議としますので、よろしく願います。

本日はこれをもって散会します。

午後12時07分 散会

